

千葉敬愛短期大学環境情報研究所規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉敬愛短期大学学則第1条に基づき、千葉敬愛短期大学環境情報研究所（以下「研究所」という）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 研究所は、環境およびそれに関連する分野の研究・調査、情報の収集・処理、ならびに環境・情報教育に関する事業を行なうことによって、国内外における学術研究・教育の推進ならびにその発展に寄与することを目的とする。この場合環境とは、単に生態学的環境にとどまらず、教育的・社会的環境をも包摂するものとする。

(事業内容)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 個人の研究および協同研究への助成
- 2 研究所の企画による研究および調査
- 3 研究会、講演会、公開講座、講習会等の開催
- 4 図書および資料の収集整理
- 5 研究所紀要・年報・双書の刊行
- 6 委託研究の受託および実施
- 7 内外の研究期間・研究者との交流および資料の交換
- 8 その他、研究所の目的達成に必要な事業

(研究組織)

第4条 研究所の研究組織は、研究所所長、研究主管・主任研究員・研究員（以下、所員という）によって構成される。

- 2 研究主管は、各研究グループの統括責任者としての役割をはたし、原則として教授をも

って構成する。

- 3 主任研究員は教授、研究員は、助教授、講師、助手で構成する。

- 4 研究組織には、研究の必要に応じて、客員部門を置くことができる。

(研究所所長)

第5条 所長は教授会の議を経て学長が任命する。

- 2 所長は教授会の議を経て、研究主管、主任研究員、研究員を委嘱する。

- 3 所長は研究所の運営を統括し、研究所を代表する。所長に事故あるときは研究主管又は主任研究員がこれを代行する。

(所長の任期)

第6条 所長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 所長が欠けたときは、後任所長の任期は前任者の残存期間とする。

(研究所の運営)

第7条 研究所の運営は、所長の下に設置される研究所運営委員会が行う。

運営委員の選出方法及び運営規程は、別に定めるところによる。

(申請手続)

第8条 第3条1号・2号の研究を担当しようとする者および7号の交流・交換を行おうとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに所長に提出しなければならない。

- 2 前項により申請書を提出し助成を認められた者は、費用の援助を受けることができる。

(所員の義務)

第9条 所員は、研究費の使用状況報告書を当

該年度末までに所長に提出しなければならない。

(所長の報告義務)

第10条 所長は、所員の研究事項および研究費について学長に報告しなければならない。

2 所長は、第3条に規程されている事業内容の実施について学長に報告しなければならない。

(研究成果の発表)

第11条 研究所は、所員の研所成果を発表するために研究所紀要・年報・双書等を刊行する。

(報告書および事業計画書)

第12条 所長は、当該年度の事業経過報告書および次年度の事業計画を学長に提出しなければならない。

2 事業計画を変更した場合には、前項を適用する。

(予算案・決議の提出)

第13条 所長は、次年度の予算案を作成し、学長に提出しなければならない。

2 所長は、前年度の収支決算書を作成し、学長の承認を得る。

(研究計画および予算の明示)

第14条 所長は、予算案について、学長の承認を得た後、次年度の研究計画および研究予算

を所員に明示する。

(研究所の運営費)

第15条 研究所の運営費は、次の各号に掲げるものを以てこれを充てる。

- 1 大学予算によって定められた研究所運営費
- 2 委託研究費
- 3 寄付金
- 4 その他の収入

(会計年度)

第16条 研究所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(図書・資料・機器備品)

第17条 所員が研究費で購入した図書、資料および機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃については、教授会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

(その他)

第19条 本規程に定めなき事項については、本学の諸規定の定めるところによる。

附 則

本規程は平成4年4月1日より施行する。

千葉敬愛短期大学環境情報研究所運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉敬愛短期大学環境情報研究所の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(運営組織)

第2条 研究所に7名の委員からなる運営委員会をおく。

2. 運営委員会の議長は、所長があたる。

(運営委員)

第3条 運営委員は、所員の中から選出される。
2. 運営委員には、主管(2名)を含むものとする。

(運営委員の任期)

第4条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の審議事項)

第5条 運営委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

1. 千葉敬愛短期大学環境情報研究所規程第3条に規程する事項
2. その他研究所の運営に関する事項
(運営委員会の議決)

第6条 運営委員会は、過半数の出席により成立する。

2. 運営委員会は、出席した運営委員の過半

数でこれを行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃については、運営委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

本規程は平成4年4月1日より施行する。

『環境情報研究』規程

1. 千葉敬愛短期大学環境情報研究所は、『環境情報研究』を定期的に刊行する。
2. 『環境情報研究』は、本研究所における研究業績の刊行を目的とする。
3. 投稿者は、原則として研究所所員とする。
4. 投稿原稿は、未発表のものとする。なお、『環境情報研究』から論文等を出版または転載する場合には、本研究所所長に届け出、本誌よりの転載であることを付記する。
5. 原稿掲載の採否は、本研究所運営委員会がこれにあたる。ただし、論文等の内容によっ

ては同委員会が第三者にその審査を依頼することができる。

6. 掲載論文等の用語は、特定の言語に限らない。ただし、和文のものには英文要旨を付するものとする。
7. 本規程の改正は、運営委員会の議を経て学長の承認をうけるものとする。

付 則

本規程は平成4年4月1日から施行する。